

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 地域政策課

| | | |
|----------------|---|--|
| 許認可等の内容 | | 公民館使用の承認に対する決定 |
| 根拠法令等及び条項 | | 栃木市公民館条例第7条第1項、同条例第8条 |
| 標準 処理 期間 | 根拠条項 | 未設定 |
| | 設定等年月日 | 平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更 |
| | 標準処理期間 | 未設定だが、平日の職員の勤務時間内に申請した場合は、概ね1日 |
| 審査 基準 | 根拠条項 | (公民館の運営方針)社会教育法第23条 (使用期間)栃木市公民館条例施行規則第4条 (使用承認の申請)栃木市公民館条例施行規則第5条 (使用承認の交付等)栃木市公民館条例施行規則第6条第1項 |
| | 参考事項 | |
| | 設定等年月日 | 平成22年 3月29日設定 令和 3年 4月 1日最終変更 |
| | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市公民館の使用承認については、社会教育法、栃木市公民館条例、栃木市公民館条例施行規則の規定に基づき、承認・不承認を判断し処理する。</p> <p>社会教育法抜粋 (公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p> <p>栃木市公民館条例抜粋 (使用の承認)</p> <p>第7条 公民館を使用するものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。</p> | |

- (2) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他、市長において不相当と認めるとき。

栃木市公民館条例施行規則抜粋

(使用期間)

第4条 公民館の使用期間は、引き続き5日を越えることができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用承認の申請)

第5条 条例第7条の規定により公民館の使用承認を受けようとする者は、使用とする日の7日前までに栃木市公民館使用承認申請書兼使用料減免申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用承認書の交付等)

第6条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、これを審査し、支障がないと認めるときは、栃木市公民館使用承認書兼領収書（別記様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。